成形圖說

農事部 十

内閣文庫
和書
類 二九四三八 號
三〇 冊
一九六 函
一一八 架

内閣文庫		
番號	和 29438	
冊數	30	(10)
函號	196	96

国立公文書館
National Archives of Japan

成形圖說卷之十

目録

儲蓄

御廩

假貸

内 一一一二〇號
堀文庫

成形圖說卷之十

農事部 儲蓄類

多久波比 書紀○神功卷聚斂土物とも仁德紀家有餘儲萬葉集多久波比とあり

曾奈返 天武紀諸王及百寮預貯兵及馬又曰降大恩恤貧乏給飢寒

加久不 和名鈔椿の字と訓めり今言ふ加古比といふ

多米留 和訓栞に蓄積と云ふ又後撰集にからぐらに言家袖にかけつゝやてあのうま時乃洞にそ兄係徒然艸より多めるとえゆたまる八後より以ふ詞なるをつゞると表通つるき

儲蓄 周禮○管子國有十年之蓄而不足于食皆以技能望君之祿也

積貯 前漢食貨志積貯者天下之大命也苟粟多而財有餘何為而不成

畜積 周本紀后稷時行者有資居者有畜積民賴其慶百姓懷之○食貨志堯有九年之水湯有七年之旱而國亡捐瘠者以畜積多而備先具也又前漢景帝詔欲天下務農蠶素有畜積以備災害

積儲 淮南子十八年而有六年之積二十七年而有九年之儲

委積 韓詩外傳注少曰委

多曰

積穡 史蔡澤傳 力田積穡

廩蓄 唐劉蕡傳 廩蓄不乏

儲胥 前漢揚雄傳註ニ有ニ儲積、蓄以待ニ所レ須也○字典 儲胥猶レ言ニ御苑ニ

蕃名ホールラアドコールン

宣化天皇詔曰海表之國候潮水以來賓望天雲而奉貢自胎中之帝洎于朕身收藏穀稼蓄積儲粮遙設凶年厚饗良賢安國之方更無過此今なほし八隅の陲にいたるまで螢なすかゞやくものことをなく四乃海のほかにおよび狭蠅なすと國もをさまりて牛を豢ち馬を息ふためしハかぎらざる迄くもなし多故覚えして相臨んかつらをいやましに煙銭蓄ておさめんぎろしを擇まよの御世なりしを遇にあひ

めぐミをうくる事ハ至おほむ恵を思ひなることゝいふべしやは夫源を開き流を通する八財を生ずの大道にして用を節にし奢を禁ずる八帝王乃善政にしや年極大晦八正月元日より来れる事なれとも元朝の事八大つもりを也小なるま八やゝ以次よて一年の計八春にありされは一生の計ハ即今にありとはいふなし 其心得都に元日の事さに何これとも古しきを 郡に還のよと宗八事ふものや其月なるらん 儲蓄乃本ハ出蔵乃備を豐年乃時になしおぐうりの事なるにて日乃上にて在るゝとまうり古語に富足生於儉約貧困起於奢侈といつり千里の遠きにいたる八一歩より進み江海ハ小き流の積まる

仁德天皇削心約志從事乎無為馬宮垣崩而不造茅茨壞以不葺是後風雨順時五穀豐穰三稔之間黔首富饒里無鰥寡家有餘儲頌德既滿炊煙亦繁

新千載集
仁德帝廟

よ渇しまいての大御哥
後宇多天皇
なをも猶民の竈乃烟まてちるまやととろし我國のとわ

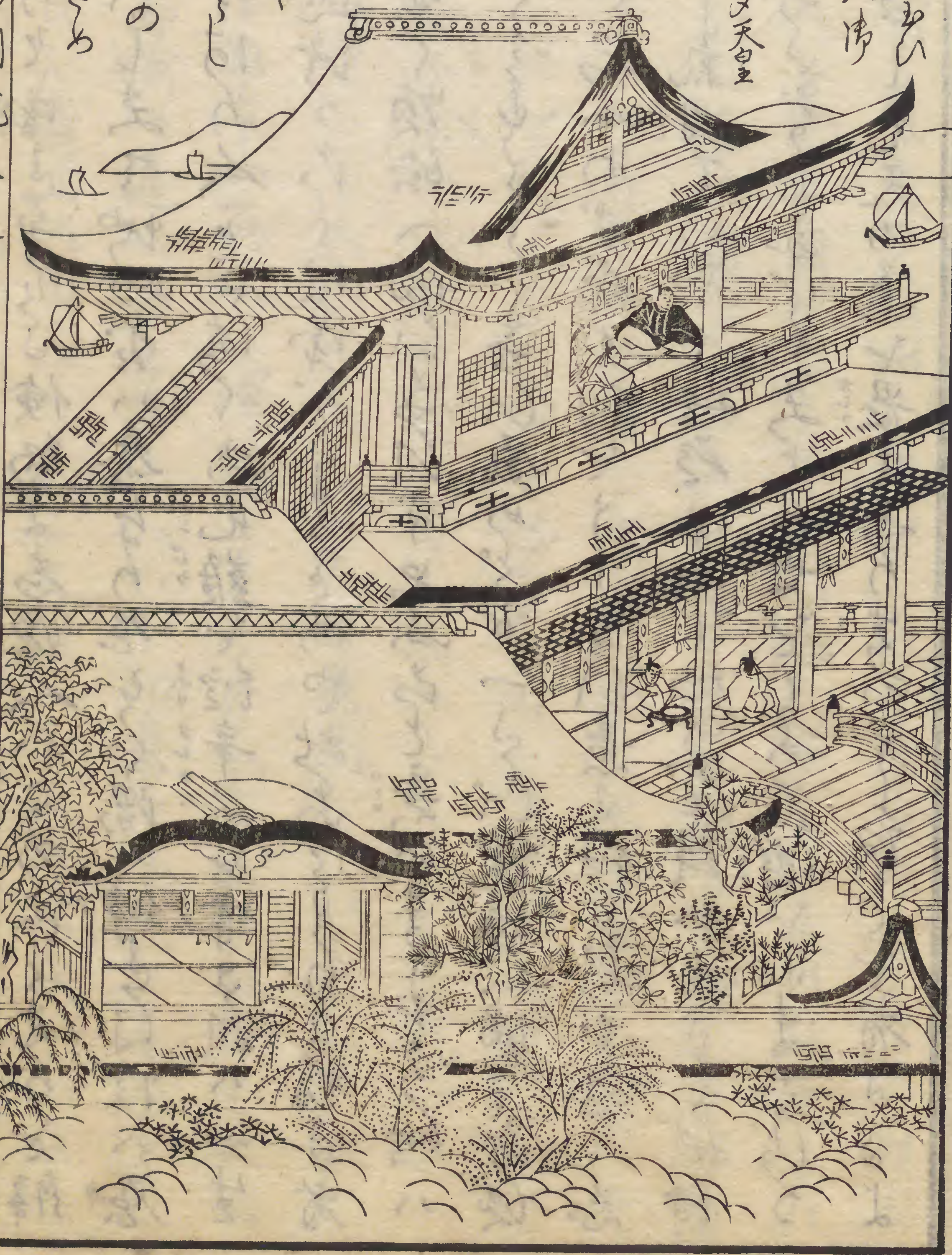

よりて飽まで足る倹約に志ある人ハこのおもむきを辨
ふべしまて天地の否ハ泰となり陰く陽ハ伸れバ陰ハ屈
むなり人もさ如くの艱難を辛苦を嘗ざれバ一生
を遂ぐることハ難かるべきこの此むかしより嘆き者
ハ多く順路へ向ひなから心なき事の志をもる時ハ
いささか志て無分別めぐらし一たび逆境へ遇て者ハ
わざと思ふわざ尽く利をうしなひ意に任されだ忽ちに志
屈し氣凋ていやく心も己にかへれど我ハくるしき時
運つたなしあらぐ言ひより世をそしりて恨をかこちたる
人多し是天の道を畏こまり生のまゝにして省ざるよ

りかくはならぬもとのせてねらぬ色欲博奕ふけるをこのみ好
む人をあしよ負くわかとて更にやむるにいかんぞ文遂され
しとて思ひ学るに何とぞ忘る是志の難きんと詠じてやま
れざるなりをのおもくやまれざる思念を誠の道へ換
廻し以てたしなみ命をもちなん時ハ縦ひ駑馬も十駕に
功在不舎の成就を遂ぐべしさうらはずして一進一退
ありたまさかつきなん六の良馬をうける事あり
ともあり此所へハ浮行ましと古人も戒めおけり是又節
儉の道ハ君たる人の不如意を堪忍して國を足
し民を安なる事なる故に王侯ハ下民の為に行ひ臣庶

ハ主恩を報ん為よりて農工商ハ父母より受し身躰を
墜し破られしことさらあらまほしけれ士君子の道を学ぶ
ものゝ存理を明らかせんが為なりき去りに徐に各蛮鄙者
へ偏るものハ金銀を僅計に貯へ巨萬を要頓てを饕ま
ことふなしげ其の徳ハまけ以少に合せてよからぬくし何れ
らハ然ば何ならバあま逸貪不猪欲ハなしげなく此義理の
廉々を免に滅ばれこれに後ハ不義ともなく不義とハならひ
不其所金銀利欲の為にんこを勞し人生百年を期ざる
に空く千歳の憂を抱き身ハ徒に草木を同しく枯落し
て後己ことの悔しい人めそこの吝嗇を倹約との境を證

ちぢくて炭を秤米を数へて積粟も貫ることあれども
人の急難を卿まれ私の安悦のみ欲貪るものゝ都良香が
記に凡情の愚なる只世路につなかれて惑の上にハ酔
をなし砕の裏に夢をなし夢の中に死をなすとあるし
ふるむかし松永弾正か無頼用金を多門乃城に貯へ置
て何時いかなる変ありてと気遣ひなしと物りひある
を郷民共にうとまれて一時に滅亡を招けるがごとく
鹿臺の財鉅橋乃粟を罄時のおぬまては焦土の炭薪とな
しぬるハいかにぞや齊明紀に大起倉庫積聚民財長穿
渠水損費公糧ハ政の失なり史記に孫弘常称以為人主

病不廣大人臣病不儉節とかんえし當豊太閤の時金銀を
大分藏に納置は積士を牢に押込置にひとしくして每
度まて藏拂せられ金銀殘らず國民へ配分あり天下ハ
天なれ天下なり一人の天下に非ざるの古語によれる
とかや去つるに猪子のたとへハ一毛を抜てを上に
收てたるその速悪を顧ざる事と何り金銀珠玉を
天下に限あるものなるを何ほどの算勘謀なくを取
收わく依やうなる輸ざれど國の是とおもへず
天より生ずる五穀を始として物ゆる法物を沙計な
く耕稼しを役を為し仕付草苅あげ收治の時節を違

へざるやうに脂躰の餓乏なからせて下知法度厳くわ
る處まゝしらるをあるをむり伊達家の有司頒分の富家ど
も一用金を課せし松中将吉村朝臣ゆまで上よりそ
下を恵ひ下よりは上をめぐむべしといひしとやある
とて一首の歌をよみて示されけるうち継し國のその
甲斐やあらんめぐまぬ民にめぐくはる身ハさかへるよ
めでたき事になん中にも孔子附益して取を攻め柳氏
を直とせずして事に悪ろ歌ものを悪めされハ万石の
主なれバ万石ほどの德をもつて我身の奉持として千鐘の
祿なれハ千鐘の德をもつて家子乃備として各職られ

其奉養に頼てぞ職分に怠りなく天下億兆の人々も、
有らざる者あらんやといへり宋范希文嘗自言吾毎
夜就寝為計一日飲食奉養之費及書所為之事若相稱之
則鼾睡熟寐無復愧恥苟或不然終夜不能安枕とありし
身貧しければ時宜をもかへさじ人事を務まし人にこと
應實かけましと見えけれど百姓といへどものたやすからぬ胡魚
夕菜の營法へ烟りたちくらしよの光もなくにのそこが
れつゝ親子弟妻と冬の日は雞乃啼まで手足暇なく
或夏の夜は蚊遣火のいぶりに行くらしける者はいい
かほど倦労せなく指弾ともすべきのことを倦労と志り

無けれ僅に五十とせの長きうき世を只衣食の営みの
に縛がれて身を思ひ情を含て何も為しの命をうちかぎり
あるからずとの事は何の儲蓄もなら貴ばるべき古語に
禮義生於富足盗竊起於貧困とも又衣食足而知榮辱倉
稟實而知禮節と管夷吾かいひしもさることにやいふしく
も田義倉乃儲はかゝる勤きことのためへ貧を賙し急を
救ふの用意にして式に賙急田とも申ありける小吏
の中なるも困窮なれバ千萬人の臥しぬ編暇ひ給ふは
しめるやうには上よりも手乃届かぬほどもあらぬと
ひよりは獄の愁をあり又はあるまじきことして世を

希ひ苟と合て宦業を致しめて賢才甲科乃人となるもい
ふもやさらなり士大夫もさる家の子孫乃為に身を安ずる道を
とく君に事ふるものハありがたしされバ久しく逆取順守なる
ならひ言ハ　皇國の教ならんにはいかなる事にもなし治の世
ハかく侍るべき道をいかにと学びて君臣の道をいかにしつる
ぬる能き歌がしきなれば臣たらんものハ人乃胡に仕ま
つるにもさらに進と退とに身をまたせ出し侍らむ時ハまよはれ
かくれてハ出進てさく家へ浮就て後にまめやかに
身を律して事を執らむものハ世乃為によるべき心得て
家なきハ事をなさずして世の業をも競ひ望むべき

も順に守るの常を知らんにはかく何ぞさばれし胡目門
の説流常なしと哉き世なりやは家国かさなる事の常
く上よりと流れ下よりを濁く風俗のもとに及ぶべき
ならひには是等のまよのつまとみて志弊乃源は衣食を
らむずる事より起りされど足らざる事をさまりと定
ざらましかばいづれの時よりは足れる日のあるべき
彼を取らん此を捨がたしと世にひかれ物に拘らん
ハ七十志来に一日と安身をなふべき楽地ハ有べから
ばよ祇の山端に出ると遁しと月徳人あれど川辺の閑
にハ魚をと望む鸕鶿乃叟ら釣の手妻の恥をおもくし雪

ごしに角なる月をながめ柳の枝に桜を咲せ梅のかをり
ひとつ川し花紅ちらさぬ風吹てその身絃おこせとお
もふまゝなる世界やはあるべき身に十万貫を佩鶴に
乗て揚州へ遊んとは馬に乗りて牛に騎まく欲やし天探
女が謂なるべし吉川惟足の歌に世をわたる人のよに
もかゝりて人よ何かなゝる地まゝのつきやしされだから寒
ハあられなき日のなりのまゝと翔る鳥に子をおもふに
雛をおとし地を走る獣も妻ハなれとさそ全むか
しと人の情の為ぞそやはあるべき秋のゝあとおりし
子のり来をかなちんなしぞ人にはづされ世につなが

日本政府圖書 内閣文庫

れぬるハいとくるしきなしとゆつたるときさまよりに遊し武
蔵澄こそ放たまんハおのれしの物なれど妻を飢ハれ
と飲命なかるるとも我身を損て親の懽を忘しなん
と孝の道ともそ縦黄金の屋に居衣綿の衣を飾て後
の親に事なんと物すにハ深きうらの色まして事なかる
んにハ物の何されハなるまじ我物にもあらぬ
を愛せられ唯鳥をみてはしりまくにふるまふうち
とあまくとこそ人のゝふときも道なしあれバ色に何事が
れ吹に若き我と我身に堪へ思ん时に初てたゝるとこそ
がくしきわざなる哉し朱熹自警詩に十年浮海一身輕

帰對梨渦却有情世上無加人欲険幾人到此誤平生又哥
に陸奥の安達の事を引きありてあまたよまれける
とかや○井田類説云三年耕則餘一年之蓄故三年有成
成此功也故王者三載考績九年耕餘三年之食進業曰登
故三考黜陟再登曰平餘六年食三登曰太平二十七歳餘
九年食然後至徳流洽禮樂成焉禮王制曰國無九年之蓄
曰不足無六年之蓄曰急無三年之蓄曰國非其國也又曰
三年耕必有一年之食九年耕必有三年之食以三十年之
通制國用雖有凶旱水溢人無菜色然後天子食日擧以樂
といへるも是と云也書を著す年より數へれば九年の蓄あるべき

を不足ども云事とあるは假りに世を正しめん條利ならずや
ゆゑでども法にあらずして夫湯武以諤々而昌桀紂以唯々而
亡とて湯武ハ正直に諫争者を愛して國法のうへ桀紂ハ
何事も法をつくさむ左程とけしからぬ法を返て國を亡し
さるをもつて因乱朝にハ治言多く治朝にハ亂言多しと
て亂朝にハ吾人明法ある求とのミ諫を嘲へ治朝にハ上
下相磐て敗乱を防くの言多きと云ふ況や天災地殃ハ治
乱る時氣運あることのあれハ深く謀り預め備ふべき
事なりて明近くあるに享保十七壬子の歳西海道乃疫
癘と飢饉にて罹る小倉の内男女七万人此疫飢死あり肥

前後数千の内男女十二万ほど口の疫病死あり又其前國内
凡三十六万七千八百余口の中男女疫賊の死人九万六
千七百二十口と記せしとや其上に又同十八年癸丑
の夏六月頃より秋の半まで諸道日本國中一統に疫病流
行て大坂三江の市中にしてさへ風と煩ふ者凡二十三
万七千四百十五人と點検せしとやその時に米價一
俵百十四五匁の價にてありしといふ是等降喪饑饉之賊
なるがごとく未曾有乃大荒にましてかゝるにあれば人皆はく
疫勢におされて疾患の悪風青氣のめぐらし来ては米穀
をおのづから不熟して是れ餓莩道殣相望溝壑に

顚轉もしありきなば又まことゝいへハ洲にも天涯に
餓莩あるまじきものをとやされバいふ一へ天子諸侯にも
あつては備荒倉卒の儲蓄あつて官に古今不易の政に
てさて又第一には軍實乃手あて万世緊要の事なるべし
むかし神武紀には備舟檝蓄兵糧ととなへし八兵食を
足しめふるとの制にて始まりたるべし宣化紀曰修造
官家那津之口聚移散在之屯倉須要以備非常永為民命
天智紀修高安城積穀與塩元正紀曰用兵之要衣食為本
鎮無儲粮何堪固守募民出穀運輸鎮可程道遠近為差委
輸以遠二千斛次三千斛近四千斛授外従五位下其六位

以下至八位已上隨程遠近運穀多少亦各有差云々兵法
云興師十萬日費千金と平壤録に豐大閤の朝鮮を征せ
られし时明軍救朝鮮之役四年間凡用餉銀八百餘萬兩
火藥器械馬足不與とミへたり四年の間にしてさへ斯
支用かくのごとし而天下の費を償ふに足らず況軍は他
國へ出れむかしとしるべしまた民のむかし陸奧國司
源頼義の府兵十餘萬を率ひ遥く京まで攻上り給ひし
ばさる中に數萬の兵糧輜重は西てされしといみしく
中付る民部式曰凡太宰府蕃客儲米三千八百四十石若
經年致損便充公用迴舊改新且事其修理府中館舍料稲

四万束毎年出擧六國取其息利充用若利満一万束者停
擧西藩のごとき諸蕃邊要の地なれど猶も儲蓄をせら
れしに孝謙紀に日向大隅薩摩等撿定船一百二十一隻
兵士一萬二千五百人子弟六十二人水手四千九百二十
人皆免三年田租悉赴弓馬兼調習五行之陳其所遣兵士
者便造兵器是異賊防禦の爲にして三年の田租を免さ
れしと災に備へ兵は足ともの事とらふ處し或曰太平
に武は足どもといふハ軍陣の事は恒に講とらふのこと
にあらずいつもまさる事の亂ハ出來るを不測の災難とい
ふ武ハ不測の災難出來ぬ先と修るの道なるを免んとし

てのがれざるハ死の源まて死を以して生るハ所謂武
運なると神武權衡録曰武運といふハ久しく以て習しき
る言ふて神武に限ていふ也とあり陰陽師山伏
などの取行ふ十二運にもあらず又醫書の五運六
氣とて五行配當の論にもあらず神道に運といふハ則
神と武と一躰の勇氣をさせるを夫男女ともに人ハ氣血
乃二ツを本として氣ハ火の運なり血ハ水の運なる故に氣
血よく循環して滯ざる時ハ無病にして健なり健ハ直
なほまて人の本躰なるを運ハめぐると訓り日月の行度
晝夜滯ることなきハ天の本躰なり因て人も氣血盛にて
その生潔然として心中に物を案し苦にするの汚穢
なく清淨にして安らかなれバ神氣一躰となる神道に
汚穢を悪しと云ハ氣がれハ氣枯て神氣の生々を失
ふをいつり此氣枯を論ぬやうに勇進ハ武勇なれバ武
運の名あり氣ハ勇氣元氣陽氣正氣なといへれど皆天
日の靈を受て生出人皆の本氣なれバがちいふべきハ
も阿らしめ又この武運の本づく所をしらざれバ猾を濫
眼を怒し道行ふりに人を避に吐れ殘忽し喧嘩を好ミ猥
に人を殺し或ハ擲などするを勇氣とおもへ違とれり是

ハ馬奴船長髭そしばなどの氣まゝ氣まぐれとしつゝと
のまて書の上などまていろふべきにあらず抑男女ともに
陰氣にあつく人あつてをんなをそろ〳〵の操ありて八
氣血之が爲にめぐらずして病積の根となるあり又息災人
を大事に除てハ色慾を身に構ひ養さく常の如くと爽なら
ぬある八運の弱きなほしなるを運ハ人にの氣をもち心持
に在ちなり氣血の運動するうちを命とし壽ハ息力
の訓氣血乃軀殼を運るの謂なるべし壽ハ長壽と、
息長ともいつり中臣祓曰大船乃舳綱解放艫綱解放天
大海原仁推放事乃如とあり夫塩の八重路の潮瀬に船
と推放ハ級戸の風息の隨〳〵任神武の氣勢やうにして
そ阿の滯なく如りに港へ着岸するわざなれ人の思念
を大海原にて氣象して急を忘ざる心持をもて安を須
るときは難なく一生を仕廻るそがし安に居て志くろ
放逸に走るより身持我儘となるを神氣にがれて運の強
かるべき理なし氣ハ唯今日の上を現在にえて哉る
そ過去未來なとの顯なき理口といふにかゝれし楠正成
千早城の籠書にぞ只今無事なるといふとも扣もへとかりし
おそ諸に良將乃格言なり古歌にめしかる事のこと扣も
一人ハとくく明日ハゐるかそハなしれず後無に猿痛と

云煩あるハ天竺西土の陰属なる者に纏繞て壮実の陽
氣を耗し無事のお一等向上の道にいるやうに空理を執
て世を俗習となしこれやまるなり背て百年前の風儀
を守るに其の如く人参入る薬をのミ或ハ四花患門等
の灸などをいたしけるこの八書経にかきしれたるに
ものゝ書ある長崎對馬より朝鮮人参の價一兩に銀
三五匁程のおほしくいつり是只今の如く人参を勝薬とも
る人なきがゆゑなり況や五六百年以前の古書の中に
ハ風のおこりて物らちやまふなんとありて労咳中に
風痰氣傷寒の病患などの症とらふみえど平相國
清盛の火乃病といふこと身中より火熖の出るにハあ
らじその代まで八大熱とこふとも志らぬものにて
かくハ名有しめむり　允恭帝の御宇始て異邦の薬
法なりさりし奚國陰性の病を治る方剤我俗乃陽分の
質に合ざるゆゑ當時に漢土の薬を用る人稀し遥後に
至り配剤加減を考出しより　日本ハ陽氣稚やきおの
づから常息災にして天年を保て終まりしゆゑいふなし
へハ蓬莱不老の薬をもとめ人壽百歳の國と稱美しける
加之梁穢埆曰吾　邦ハ武國なり陰病に比すれハ我
邦ハ陽なり陽ハ形なきをとるぶゆゑ又藥味の性う依

尤しくありり唐山ハ陰なり陰ハ形をとぞもちゆるまに草
木乃実を志ふなとゝおし學論曰原夫三皇之世有育人之
術而治人之道未詳為農也醫也君臣自任之當時以為大
道也蓋上世民心敦龐風氣簡朴智巧未開嗜好隨而寡也
僅防饑寒僅救病患以為足焉耳當是之時君復有他慮乎
哉唯以給民之需為政務之急是以其所勞心思獨止於利
用厚生而已矣要之上世民情猶未病人故教道亦唯在養
焉耳後世則不然異教邪説入其肺腑猶病危急者治之之
方亦恐除病之不速奚暇調養以加故後儒所主張大抵攻
病之藥石且對其症而處方豈有一定之目乎哉夫我陽國
の俗漢蕃人のごとく膏臓の醤牛馬の肉等を食へハ必
沼滞して氣血運りぞ却て脾胃を傷ふハ元来性質の壮
健なるがゆゑなりさつうるを草醫などに僅に書物の行縛
を読て自高手と覚え日本人ハ脾胃弱くにほひとくに無人
の藥剤ハうちられまなせぬなんどいへるを早步おもち氣
負して己の陽氣を攪し自陰氣性になり自ハ氣燥脾
胃獨ますく学問武藝をおかす横死なぬと憂つらぬ経病
志ま義くあり其道ゝ子ゝ書出せる地獄絵ハ妄説と合
点してを此の事ゝ絵にハいりてぞ迷ひ原もし中昔戦國の
士に猶倉梶五郎景政が鳥海弥三郎に眼を射られながら

となりして歯の気を附つけらるゝごとき事はいくらも
あり過去にても山本勘助は一生の内五十ヶ所余り
瘡ありといへども五十ヶ所の創瘢ありけるとて十ヶ所二
十ヶ所の手負にあたるものしかれどもの浅疵すら
を負ふてある場所にて八血暈をおこし又四物湯八物湯を飲
ふかといふこともあれ又は(?)後のぬく武気おとろへさ(?)れば
の無るおとろへてしまる血迷して気をうしなふなるべし
られ八後の息災なりと云ふ人は百年前の病者に浮江
べしといへり此ハ気の張の弾(?)と獨としてこそ所謂
に気張といふこと自然治らずと云々にも也都にハ薬業
灸鍼を一生忘れぬ者多しさやうの者ハ薬も換ずに効
きのなる服薬を減してもたたかひ(?)市井の八体業にも
効あれハ人参を加味し用ふ肉食の時ハ獨も獨
参湯参附湯をとりて醫の常らしてよ浮に前後なし婦
人すまで薬剤の後を仰せ(?)後ハ早く棗湯を飲むといへ
バ生病ハ何まで下肢(?)月瞑ぬ前より虚ろぬに窮する九
あきましきおとなしきや夫四花患門などの灸穴ハ膏肓
門にもててきまでも気血太ふ虚したる者に用る灸なり
すなハち息災なると常貴にもとへ(?)相無らしいふハ早
壮心気柔弱におとしまるや凡寛の理を従べしに十間

を十五間をある金木を平地に擬つて夫ふを歩行に蒼(?)
てを動かまちぬ気剤なれハ何ともなくもらし(?)を踐通る
に千尋の谿へ臨さる獨木梁を向へ渉らんとするのやん
ときハ忽ち足冷へ鬼上りて狂病にあたるハ気血の滞る證
拠なり又双足(?)精標の枝の間(?)走りとちくる勇猛ことさハ下手を
傍陰気に結れハ懶(?)淋頁る八勢氣の運よわき志ゆし(?)
野又馬牛狗鹿の属となるに入るれハ赤游(?)習ぬことのこ生
まくおよげり是ハ気を恐る意なきゆゑ自然と身を整
く浮なるべし人の気疎なきが流川に溺て八二三間を
行ぬ中に沈む佛の意と生きまく沈没八気を恐る気血中に
滞て臍に身を重くなれるがなぞかし今流川に漂ふ屍
そん(?)に男女ともにうきて流れぬハなし水を恐る滞来(?)
なまは生気より重く藏る若く浮むハ水を恐る滞来な
き辨やといへり附て按に人は心気の持やうがかりに
て善悪賢愚の堺とふ(?)なるおとしさりと我者にハ大
直日神直日毘(?)坂合ともいふ儒佛にも人之生也直ともも
以直養気とも又境界心地なとといふ凡情ハあしくぬす(?)
おりう(?)悪くうく次即今の上におひて直やかなる気を枉
まぬやうに持志し病患しもろ事なりて元気のよわま
ぬめざハ神武のおとなれハ武運といつり志つうるを云

私の事何の業にてもうかりとして物に不移者なるをのが氣の滞ぬとも空就者ともいひ若者とよにいふさがものぞ欲(ホシヒ)まゝにものいひものすると氣まゝものといひ内心に欺(カタマ)しき侮りの心さくるを氣ゝなしといひ詐(イツハ)り行(ワザ)と表(ウラ)裏(ハラ)にて胸のさだかき狭(セマ)く氣枯あしきと氣枯(カレ)といひ浮に狂病と名ありこの氣枯ハ人欲乃私なりしにつよにて天日の氣をうけて人倫の形に生きたるも天人乃肖(ニ)とならぬやうにその氣の擇(エラ)ばぬ者なりさぐてこの氣の喪(ホロ)ぶとは氣違ともいふべきまでにむるくし醫書にも手足の痿(ナエ)痺(シビレ)と不仁といひかも人の身一ツにて氣血の運らぬをまふくのくに何にもよそつてうなりされハ己人をゲれもの膽病ならといもんにハさそ狂言て闘(タタカ)ひ作(ナヅ)て侍さりさし元氣枯狂病ハ本邦の恥やうなしぞ氣血の運(メグリ)神武にいさぎよと云ふハ太うさ氣の附ぬなりなり故に古人ハ心身にあぐれを綱て八所旋(ナメ)踵ならぬ義道とせり侍書省業なといつゞも四署に何ぞる云なるへしいふしへの士戦場へ赴くにハ忘之といふ志あり既に門を出てより我が妻子を忘るゝより軍に臨て八家身

命を忘るや功名ありて後褒賞を忘るゝなりといふハの武士ハ此三ツを忘るゝなり君の為に忠あり親乃為に孝ありておのれが道義を失ざるによりて後世乃英公人ところの沙汰をなしなば公瑶の上に於いて私を忘る道しむりし楠中将濃州にて戦死の時甥乃和田六郎が只生代り死代り朝敵をこきそやと存ふへとゆふれハ正成よふもうれしげにて家をさしそ思ふ也とてさしちがへてうせるふをうとふれ程 朝廷乃御為に忠功を尽されしかども恩賞も人より隆(タカ)からで上策の旨とも用ゐられざりしはさぞ口惜き事におもはれなんに生死

に臨まで微賤を起こしまゐる言もなく卒に戦死に請しら
れたるは孫子たるものゝ是非かくこそ有べき事なれ
おやもろとも死生を應まで歡ひとこそんとのみ思ひら
めされし八郎君の我に委任あるをも嗟命しまく
給ふ實られバなり日本史にも此事を載られて唐の張
巡に擬り薄らりとふハ評されけめ志ある者は佛菩薩
どハ何あふ淺まし罷深き妄念なんと心得られど武士
たらんものは志のたゆみなく主君の爲に身を捧まる
よりおやは何るべき哉既に蜀乃孔明が三顧によりて
劉備へ仕へしごとく正成も初に徴まし時大將の任を

ばし給ひけりしが然らばいかなんとて元帥の位に居て兵
将を統まじりバ思ふ爲に軍をもち給ひしに我身かろ
からしめ徴に就れしかどに諸軍を總て下知せらるゝを
閫外の制を給ふなどを拘らふまじきに叶ざりしハ幾程
きわざ非とらふ是ハ名分まゝらきのことなりしぞ忠も如
何ふ依まい何らまじりけば君を要ひとて其事なるべ
し且劉備ハ始て禮を厚りし賢人なれバ孔明において本
君臣の恩義なし三顧を辞しこそ理なれ事ら今日人情
とあるも君の怒を容なくて國乃大事に臨て我ハ大將に
むしなしまひなは命に從ひ待るべしたゞなくハいかなく

まゝあれども己を撲ちかへさんハ尤も恐ざるて國賊の徒な
るべし 近ごろ楠石論などゝて正成朝臣大石良雄が事
論じといへるものありけるその世にハ出しにや凡治朝にして
乱世乃事を經論せんにハ何れども いやすべし たゞ人を
して其場へ居へて其事を執なん時ハ一旦も孤墉に嬰
て日本国中を引受ての軍ハ攻りて出来る つまり夫れ今
忠義乃士卒より少かし徳ありといへども危難に遭て死る
を顧ず戦場へ臨て潔く討死せし人々を論ずるに感学せ
るハ何らむぞ西土にても関羽の祠廟ハ天下に徧く孔明
ハさもあれ於ても戦死せる容易ならぬ徳まして忠
義節操日月と並び無限千載の下生るがごとく人々を欽
慕せさるハ何にや浅見氏遺言講録に 後醍醐帝既に隠
岐國へ北狩したまひしかば官軍悉く逃亡して誰も帝
位を期つきしとなきに正成ひとり揚ぢてせめ孤城し
て利害の事に志を屈せられざりしをば誠に
忘れしかの周武革命の時天下一統周へ追従せるに伯
夷叔斉のミ首陽山に餓死せし匹夫なれども百世の
下まで人をおもひ見るに凜乎として身の毛よだちて覚え
けるハ天性人の気立に感ある故ぞ日本詩撰梁田邦美
か詩に黄鉞風生鉄馬飛独憐義士愧戎衣華山佗日春烟

縁不及首陽嵩畔、微況や楠公父子兄弟相継て三代忠貞
に篤く節孝一門に萃る所謂戦场に出て忠三あるの比
にいたりても平世士たるもの安穏に文事妻子を保ちてい
たづらの逸居を貪ぼるとも学問武藝の職業を勤て
其理に明に其道に進せざれバ忠孝の要畧を諳し得ず
し異日事あるの時に臨ミ何をもつて國君の恩徳
を報ひ奉る處きぞとの心得なき者ハ身に恥たしなむ
より大なるはなくハ慎むべし凡世事の時にハ緒
多用金の係役を世上一般にさまさ武役にかへれる處あり
物頭ハ其て労者と心得てのさへ散官閑職と了簡ちが

へる也とかや伊勢氏曰主将金銀を吝嗇すれハ諸士貧
窮して利欲の情起り諂諛の志生ずるなれバ武具の修
理ハ除おろそかなり倹約ハ武備の基なり吝嗇ハ武備
の害なり倹約と吝嗇との差別に辨じ得べしとなり
凡士たらん者武具のおいハ惜財寶たりとも財の餘
力あらハ具足を儲ふべし他日事あるに臨て俄に武器
をおもんじてハ平世のやうに最安かるまじ珍器重寶
なれば後悔さきに立ず時それになりひかれておくれをとれ
どのなり又馬の口取中間なとハ戦場まても実被着板
のうふて具足にハ及ばずとも一ハ不仁なり矢石刀鑓の
中へ何として具足を穿ずに偽るべき唯具足章具足に
ても製作しぬ後世に出さる紙甲とも名ずく濡ては
防くに足まり但近世紙とれ皮に擬て漆として人戯歟を
のがりよく鍍して其偽を辨ふべく其れの堅剛を科
て矢石までも遠からぬ謹なたくハいつましきなり新安
手簡に和蘭人ハ小勢にて弓玉を禁ずるに甲冑の用

さなきハ如何にとて問しに和蘭人の答しハ七十年前
まてハ用ひしか砲銃出てよりまさとの者もちハ
不自由になれハ用ゐざるとなりと今按に東鑑佐
佐木高綱入道曰勇士之赴戦場以兵具為先甲冑者軽薄
弓箭者短小也是為故実とあり佐々木高綱ハ鳥銃の名
伝へあらざる時にして斯言ありしも義挙の節ま
てハ士気の勇鋭とおのづから然ものなりし時に紅毛人
の言に合ひたるとみなるべし謂を識るなれどハむさとしるべ
ましく
侍る

屯倉(ミヤケ) 書紀○御宅毛の義即御廩也今姓に三宅あると書あり
貞観儀式に五月丑日奏御宅田稲数とは屯倉の正税
員数をいふ也職原鈔大炊寮掌諸国
御稲田等東鑑に御倉撿納等の事あり

税倉(チカラクラ) 同上後に謂穀倉院のごとし古事履仲巻に始任蔵
官倉(ツカサクラ)家の名応神紀にあり又倉役の官あり室町日
記に下代といふ
周礼の倉人あり

大蔵(オホクラ) 古語拾遺諸国貢調年々盈溢
雄畧朝更立大蔵此より前神
武御宇宮内建斎蔵履中朝後造内
蔵大蔵と并て之を三蔵と称つけり

正倉 出雲風土記

倉(クラ) 和名鈔○新猿楽記等文庫と作る北山鈔
校屋(アゼヤ)あり神代紀に貯とかざると訓めり

校(アゼ)

御廩 公羊伝 太倉 晋史 倉廩 礼記疏穀蔵曰倉米蔵曰廩説
文倉穀蔵也明堂位米廩有虞
氏之庠也いにしへハ穀
倉米倉と名を分ちたり

高廩 毛詩有高廩万億及秭

蕃名
垂仁紀廿七年興屯倉于来目邑其後景行紀五十七年令
諸国興田部屯倉屯倉の公儲を名づけて後
安閑の御宇に迨て制て屯倉と西南諸国に置かれ
と凡廿六所其中五所ハ東国に在り桜井田部連等に詔
して屯倉の税を主掌せしむ屯倉ハ屯田の稲を上入

文應元年大嘗會備中國稲春歌
行家
むらさきの
神乃はふりの
田乃
稲かれを

二万の
みちほは
尽せぬそ
はむ

あるとて名とハ故に釋にも屯倉者天子之米廩也と
注せり　安閑　宣化の時にハ儲蓄大に備まり　孝徳
の朝に到て一百八十一所の屯倉を停られ　文武慶雲
三年に始て義倉を置れたまふ本紀曰准令一位以下及
百姓雜色人等皆取戸粟以為義倉義倉之物給養窮民須
為儲備（按令義解曰分富賑貧其情合義故曰義倉）養老三年九月六道遣早開
義倉賑恤之延喜式凡京職正税義倉穀者省與主計主税
共知出納（正税ハ主税義倉ハ主計）を没　淡路帝常平倉を設させたまふ
ことあり　孝謙重祚職遷を嫌させ於是　光仁帝の寳
亀十一年にいたり官員を并省て國用を賑足の政を復興

せしめたまふ[illegible]畧曰古者人稠田少而有儲蓄由於節用也
今者地闢戸減而患不足是由靡費也當今之時省官息役上
下同心唯農是務と云し是の時ハ仕官のものハ俸禄を増
ひ農職を辞免されハ營田地を与へしが中頃ハ官員増
ハ地人少く田園荒るとて官員を省き農の道を務ん
ことと其同もしありしかれども後世にありてハ料酬
およびお又財用を務る者のミ國家の利益にあれども
其他の冗官閑職ハ徒に上の禀米を食ひつぶして公儀
の在官なれども後不役目を兼務なりしに急て
諸芸人の技芸をもあげてすゞ武士の類をいかくに

らんまする所なり魏書ニ禄賜穀帛ハ人主之所以恵養吏民而
為之司命若今有廢是奪其命といへり中葉乱国となり
且凶荒打つゞけバ上より入る所なき租税も足らでたらん
ざれバなにと上よりも其用足らずして三年の蓄ハいふにおよばず
もなく常年分の食さへ事欠ける程なれハ義倉常平の
儲ハおのづから絶てなし年荒して国の大本たる政のことも
うすく四の海も波立て秋津州も穀乏かるべき理なれ
ハ我 邦金銀銭貨の多少にかゝはらず給ふもの唯先
亦我朝の風し荀王制ニ王者富民霸者富士僅存之國富
大夫とこそ見えて亡國三篋乃書我國乃律にも符合せり

と聞えしは是ハ同といふものゝなり凡和といふハ雅楽
の調子なり同ハいたづらの巧みにて霸者の権道なり和
とは徳化乃おのづから自然なりといへり自然のまゝなる
でハ徳化といふハむつかしき也 山陵垂加曰 文武帝之置義
倉也 淡路帝之數常平也當時得人焉爾乎益茂聞於後
世々按ニ隋書ニ長孫平義倉法ハ令民間毎秋皆出粟麥
一石以下貧富為差等儲之閭里以備凶年又前漢書ニ常
平倉ハ宣帝時年豊人利少大司農中丞耿壽昌上計令郡
國皆築倉以穀賤時増其價而糴以利農穀貴時減其價而
糶以利民とあり是漢の時ハ租税甚軽く米粒常ニ餘饒

ありしかとにおのつから此常の儲蓄を約まりし是皆禮月令の神倉漢籍田倉の善政にして三代聖人の遺法なりと司馬温公もいへり又社倉は唐代に始まり冊府元亀云唐高祖武徳元年令州縣始置社倉 按に綱鑑易知録朱熹社倉法云乾道四年民艱食朱熹請於府得常平倉米六百石賑貸此方の百九十二石許なり夏受粟於倉冬則加息計米以償自後隨年斂散歉蠲其息之半大饑則盡蠲之凡十有四年以元數六百石還府見儲米三千一百石以爲社倉不復收息每石止收耗米三升其法以十家爲甲甲推一人爲首五十家則推一人通曉者爲社首其逃軍及無行之士與有稅糧衣食不缺者並不得入甲其應入甲者又問其願與不願願者開具一家大小口若干大口一石小口五斗五歳以下者不預置籍以貸之其以淫惡不實還者有罰 又宋范希文義田の法は以常稔之田千畝養濟羣族之人 按に宋の百畝より米百五十石と收の積まて視ゝは八千畝にして八千五百石也 擇族之長而賢者主其計而時其出納爲日食人一升此方の三合二勺に當る歳衣人一縑嫁女者五十千再嫁者三十千娶婦者三十千再娶者十五千葬者如再嫁之數葬幼者十千族之要者九十口歳入給稻八百斛以其所入給其所娶仕而家居俟代者與爲仕而居官者罷其給云く凡希文の義田と陳高德の義莊のごとき士道の高義にして仁愛の美事なり嘗寛文中會津侯土津靈社社倉法を行はるゝ時の家訓にも社倉は爲民置之爲永利者也歳饑則可發出濟之不可他用之とあるとかや 按に泗川氏曰常平社倉は民飢を賑給するの備にて事最善といへども舊是

西地の遺風更其人にすゝめざれハ或ハ依怙偏執の妬
出来て久しく行ハれがたし但屯倉法のごときハ設蹤
漏に似たりといへども却て盤雑の弊なし今拾法国此
俵にひとしきものあり凡ハ小前の蓄積ハ稲穂にても
に納置ありてハ籾にて搗米とせり若糙米にて八九年
より三斗の米と蓄へ置ば翌年ハ既に三升ほど減少す
るものなり是一年の中にしてさへ一石にハ既に一斗
の損耗なり況や数斛の米なれハ数斛乃費計なるべう
ハかりに積並て蓄おけハ何年を経ても虫付ず除時
に應ずる米ハ傚ハ新穀に変るなり 俗是を今摺とも御前米ともいふ

籾にて蓄しあり ○或曰米廩ハ濕地よろし乾地ハ米穀更によ
黒土を穿て濕気を根下とて積置下俵の腐たると
の潤ありてハ米よく保なり又曰蔵にて米の更ハ故米と
新米を混込によるなり故米更乃気残て新米に傷る
ゆへなれハ故米を掃出し跡を掃除して風を入火を
焚て濕気をもらし然新米を詰替に風の吹ぬくよしと
ともるハ濕とるなり唐書云常平倉粟蔵九年米蔵五年
下濕之地粟蔵五年米蔵三年とみえたれバ粟米を下濕
の地に貯ふるときハ風土によるべし古事記速總
別王のみこに梯をて乃倉椅山とても書紀に神庫

雖高也我能造梯豈煩登乎といへる今熱田神祠はいみじ
一の御倉作りとて神庫乃事までもりしの倉廩ぞ柱
あげて高かりける下學集にも文庫とかいしは其圍の
木を五年て作まるよし 前の校倉の注と併見るべし 今吾南島乃倉製
皆きつるまで方言に高倉と呼べり其柱の脚揃て高く
し底鋪を廣くしかし風をとほし且水難也鼠の患を除
くなるべし 今鼠倉といふも此の意に倣へり と神武紀に高倉下とあるを
是にておもひ合すべし主税式には穀倉糒倉粟倉頴倉
等の名あり窖は即穴蔵にて今土址淺く掘まりその土蔵
は土屋とも土屋蔵とも呼ばれしなりけり 大和物語に良峯宗貞の少将

乃かよふ所に五条あたりにて雨いたう降ければ荒たる
門にかくれて見いるれば五間ばかりなる檜皮屋のしも
に土屋くらなどあれどことに人など見えず建武式目
に無盡錢の土倉とも同追加に應永卅二年洛中洛外酒
屋土倉員物之事又親元日記文明中三條室町東北頬在
所事就一亂捨置之処今度焼失畢雖然土倉相残云々
西土收穀のあとは殊いみじくへとおれし乾隆六年條制
に查京道各倉収貯米石每廒各置氣筒伍個洩米氣甚爲
有益其氣筒の竹は毛竹を用ふとみえたりこれを沖縄
人に問に唐は官廩に納るには穀なぞ杠秤にて量取
王廩にはそのまま土蔵番より籠もやうに移し入るなり
又出入には蔵監之を檢察て秤子斛子おのおの厳重に量
目減なきにすといへり又私に穀を蔵むるには去一間

国立公文書館 National Archives of Japan

高八寸許の形状設ありて内に穀状納るべき所あり但米容なる
器を貴ぶ米状儲へおくといふ 按米穀を箱に納ることは亂状防ぎ盗難まで戒むる所
なり詩に乃求千斯倉乃求萬斯箱格物論に 此方にては
昔春而入土者升斗耳秋而登場者倉箱也
稃状ある里苞にて要積なるものは壅につくむるりにいたるもの
運動つけ漏損雨水に遭ては浥腐又無頼徒に探筒を
儳に竊れなどの患多しされども今のごとくに米状
百里の遠へ運ひ輸すのもうく苞なるゆゑ八毫く錢し
がたき便あるし

貸稲 書紀○伊良志といふ小なるを太に於る事を周ふ事う現報靈
異記に息利をいらしうまち奢利と訓里俗に云ふ事を

ことといふらさとも 中世以上は田作る者の春の時米
を人にかしせしらして夏まで養ひ田を植させるとゆひつ
くといふ俗に少錢を出し合て後に多錢を得るとし
亦をたのみといふこれ中にもあたり乃有ものあり又俗に登
美といふものをたのみといふあらきはむかし賑給とて國史に往
々あるもあるなり年の五月に行る政にて米塩などの料
酌あり貧者を済ひしことなりしが此の事絶てより民を事
に倣ておのゝの申合て賑といふ合しいたすことゝなりたり

貸税 天武紀詔諸國貸税自後明察百姓先知富貧簡定三
等乃中戸以下應與貸○朱鳥元年詔天下百姓由貧
乏而貸稲及貸財者乙酉年十二月三十日以前不
問公私皆免原是太平記時代の法なり

利子 持統紀元年詔曰凡負債者自乙酉年以前物莫收利也若
既役身者不得役利 利子は子實といふ事なり今昔物
語等に利子のことあり長禄三年條書に質物利平事絹布
類可為五文字米穀類可為六文字今云分割といふ

無盡錢 建武式目

田乃毛志 田物代まで田實あるとつねあるべし

假貸 漢書倪寬傳為左内史收租税時與民相假貸以故租
不入又孝宣三年詔云流民還歸者假公田貸種食

稱責周禮　稱貸孟子　貸米羣芳譜梅堯臣か貸米を傷む詩あり　貰貸史寧
成傳貰貸買陂田千餘頃假貸　子本通鑑　子母韓文權其
民役使數千家致產數千金　子母贏且
不盡子利息　搖會顧體集搖會一事雖通財之道原爲親
母本稲也　文濟急而設非營謀生息之端及至會
期一到點金無術雖重利而不顧惟求先應於會豈非剜肉
醫瘡とゆふつり點金無術とハ當のとしの日限にあふる
出に金なきゆゑ高利の金を借て元利は會にあふる
なとは肉をそいて瘡を療治するがごとしと云

番名

是ハ國制に貧富強弱を平等に配り合百姓五人組
を立田物志をもつて出合残を村役所に預り貧民の有租
なく貪なく前後に迫る時ハ其銖を役所より出し與へ
一ツに一村中を結合立行のゆゑ產業よ去る者ハ一生涯に医

田のとしを取ものなく年々賭入ものなきなり是貸
税の古法遺ものにて大形なり士以上ハかやうに伍人組の
約束に及ぞて困窮の朋輩ハ平日に前のうち貧窮の者あらバ
互合救助をなして事のすれなりしを義理ハ大ぞこれ以上を
かりよりハ通じてなる者ハ望のとくも向かもなきと
いふハあさましきわざなるかな祭祀の實をもつて
天下の耆老と始として窮民をなきやうに養育の支
配をなしおかしとふハ無端のとなり日本後紀　桓武帝
勅曰貧民彌貧富家愈富拘濟之道不頒然割折有餘之貯
假貸不足之徒收納之時先得報之若遭凶年有未納者賜

以正税後徴負人又是より前養老四年太政官奏望請比
年之間令諸國每年春初出税貸与百姓継其産業至秋熟
後依數徴納其稲既不息利令當年納足不得延引穀有逋
懸又曰百姓之間負稲者多縁無可還頻經歳月若致切徴
因即逃散望請限養老二年以前無論公私皆従放免庶使
貧之百姓各存家業是等は近年饑歳には富贍饒なる
ものゝ米穀を常價より糶み出さしめ或は春ハ正税
の稲を百姓に假あたへ秋に至て返納せしめて其利息
をは收むることなく時の急難を賙ひ民の窮苦を免かれし
むるの善政にして其の義倉の法とひとし唐柳仲郢凡

理藩府急於濟貧卹孤有水旱必先期假貸廩軍食必精豐
逋租必貰免館傳必增飾宴賓犒軍必華盛凡白需あるハ
倹約にして人を待するときは華盛なる小事といへども
嗇夫の能くする所にあらずされハ凡先上下に限らず人
に借用せざるはなしと君子の慎むべし尚倹撮要曰銭を借
用る時ハ産を破るの基なり慎べきことハ銀銭辛苦
して悪銭無益の融通は他借なくして節儉專らなくし
て財を借用すれば朝夕心にかゝりて早く返済せし始借り
し時の恩をわすれ却て怨を生し償ふべしかへりて人と
争若干の中より出し往々なりと云ハかりて用てはらへ是

らざるまでおし慮るべし人の辛苦して稼へし銭をか
り用ひて返さゞれば一旦貧窮不残の利得をなすといへども遂に其の
此を免かれざる後其の地殊亦のがる所なし○一村乃
中に高貴にて物力の百姓ありて其の郡中たるの農圃
常に是を用ふれども是を農圃として永く嘗恐
なく災に備ふる畜へなどとなすことの為一旦いへ倹歳に至
いぬまでを田畠までを貢戸へ貸物して米銭を借りて
米銭をもとくその租を償ふ理なく年より年償ふまじき
其上の利息を加へてれまでぬまゝ其貸をして謹せしと
のを謹め求りかへりて一村の窮民を救ふに貢戸の者

乃奴隷のやうになりされバむり　延喜二年停止買
取百姓田地舎宅占請閑地荒田格曰賂遺之所費田地遂
為豪家之莊奸搆之所損民烟長失農業之地中略八延之地
有限百王之運無窮若削有限之壊常奉無窮之運則後代
百姓可得而耕乎とあれバ或曰富める民田貸ば典貸民に金
をかしうけ高利を取て後に八かまはず田地を取り所有
に帰する八深く悪むべし貧八深く憐むべき也さすれバ田地の
持高一町に不足民へハ買流するとをもゆるして売渡を
許し其中間ハ売買人に任せ万ハ人の生理二十
年より十に六七貧富地代帰ることのなきまでを陰に隠

雄の大略をあらく雑存の極意なくなく平常にして獄訟を
すくなからん為しき百姓とらへつどと賣主を禁ぜらるる時
ハ不賣して立ゆくや小禄の士費済なりかねる族も多く
ありと相続ならざればあるべし百姓ハ賣もの所事まする
ゆゑなるべきにして賣られて終に路頭に立に至るもあり
是様に質田地ハ書入の年より二十年を過れハ流地と
なるなれど式目にみえ有合ハ書入乃年より十ヶ年を過
れは流地となる也尤永代に賣買なきなれといふにしく
の禁制なり元明紀曰賣買田以銭為償若以他物為償田
并其物共為没官或有紀告者則給告人賣及買人並科違

勅罪本政書云一夫占田五十畝其有羨田之家毋得市田
其無田與游惰未作皆驅之使為隷農以耕田之羨者
而雜紐銭穀以為什一之税或曰百姓ハ他さへ往出生まれつけ衰へぞ
百姓乃力なき地ハ済第くに衰ふるものなり又子孫多
くして少しきんたいなるざる百姓ハ他郡境へ出て五
川ヨリ六川ヨリの高利乃借金いたし是なく正月二月
乃頃より助成いたし九月十月乃頃ハ在乃作物に利足
共加へ御年貢諸色少しもいへども皆借金乃利
足にいられて非常なるざる者多し世間のまと推察し
て郡役と相対し村々に入るる所の助成米願て二ヨリ
あるハ一ヨリ迄許乃利息にして村切に借つけ年貢

ら間しく其息を地頭へ取ることあられハ農民もいとまの
なくしてはよろし於是宋王荊公か青苗法の知行於一
邑則可不知行於天下不可也とぞくあるものといふべから
らず今田凡外任官人不得将親属賓客往任所及請占田
宅與百姓争利國語云匹夫専利猶謂之盗凡田畑宅地を
占めて百姓と利を得ることきハ其本先王の令禁
なれば後世に及んでは田宅の利を権可なるがごとく士
類にして商賈と利を争ふのさましきまでよく
省きは恥かしきことゝいふべしや

成形圖説巻之十終

国立公文書館
National Archives of Japan